

まちづくりのルールに関する条例検討
ワーキンググループ
『最終報告書』

～住民とともに考え行動するまちづくりを目指して！～

平成20年3月

まちづくりのルールに関する条例検討
ワーキンググループ

報告書の構成

- 1 条例検討の背景
- 2 条例検討に当たっての方針
- 3 WGにおける検討経過
- 4 提言内容
 - (1)まちづくりとは(目指すべき姿)
 - (2)まちづくりの推進方法に係る現状と課題
 - (3)課題解決の方向性
 - (4)本町が目指す条例
 - (5)条例策定体制
 - (6)条例策定スケジュール
 - (7)おわりに
- 5 参考
 - 住民参加条例の制定状況(類型別)
 - 住民参加条例の論点比較
 - WGメンバー

1 条例検討の背景

(1) 環境変化

地方分権の進展

自治体運営における自己決定・自己責任の原則

⇒ これに耐え得る自治体運営(まちづくり)のルールづくりが必要

行政資源の減少(財政窮迫・職員数減少) 住民ニーズの増大・多様化(少子高齢化等)

計画的・抑制的な政策活動が必要

⇒ 住民の合意(納得)を形成する自治体運営(まちづくり)のルールづくりが必要

(2) 計画等の位置づけ

町第1次振興計画(基本計画)(期間:H18~H22)において、「住民と行政の協働によるまちづくりを進めるための指針を明確にし、具体的な取り組みを実施していくための条例の制定を検討します。」と明記していること。

集中改革プランに基づき、「(仮称)協働によるまちづくり基本方針」をH19策定予定であるが、振興計画での位置づけを踏まえ、より実効性のある「条例化」に向けた検討を行うほうが有効であると考えられること。

(3) 議会からの要請

平成18年12月議会における一般質問において、「H20に条例化の検討を行う」旨の答弁があったこと。

平成19年9月21日に議長より「会津美里町行財政改革推進に関する提言」が町長に提出され、自治基本条例の制定をはじめ、住民参加手法の検討、行政情報の積極的公開等の提言があったこと。

2 条例検討に当たっての方針

(1) 本町に必要な条例の検討

「まちづくりのルール」に関する条例には、自治基本条例のほか、住民参加条例、協働・支援条例などがある。

「まちづくりのルールに関する条例」の主な類型については、「別紙1」参照。

自治体ごとに抱えている課題もニーズも違うことから、当然必要となる条例も違ってくる。よって、「自治基本条例ありき」ではなく、本町においてどんな条例が必要なのかを十分検討する必要がある。

検討の結果、例えば自治基本条例ではなくて住民参加条例から作ろうということもあり得るし(例:富良野市)、条例は当面必要ないという結論もあってしかるべきである。

フルセット(総合型)の自治基本条例を持っているからその自治体が優れているわけではない。使いこなせなければ、例規集にあるだけの条例になってしまい、結局は忘れ去られてしまうだけである。

(2) H19は庁内検討組織にて検討

まず職員による内部検討を先行させ、自治基本条例等の基本的理解をはじめ、本町に必要な条例、策定手法等の検討を行う。検討結果は、報告書にとりまとめ、庁議等にて報告し、町としての方針を決定する。

検討作業は、まちづくり調整会議に「まちづくりのルールに関する条例検討ワーキンググループ(WG)」を設置して行う。WGメンバーは、公募により募集。

「まちづくりのルールに関する条例」の主な類型

別紙1

条例名	主な内容	条例(例)
自治基本条例	住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める条例。 自治基本条例の基本的構成要素としては、自治を基点とする自治体運営の目標・理念、自治体運営の基本原則、自治体運営(の基本原則を実現する)制度、基本条例の位置づけ(最高規範性)を挙げることができる。	ニセコ町まちづくり基本条例 他
住民参加条例	行政活動に対する住民の参加を規定する条例。 主に だれが、どのような行政活動について、どの時点で、いかなる参加が可能か、ということについて規定。	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例(通称「石狩市市民の声を活かす条例」) 他
市民活動支援条例	支援条例は、住民等の公益活動等について自治体が支援をする条例。 住民等への支援措置として、情報提供、学習機会の保障、人材育成、活動拠点の整備、財政的支援などを規定。	板橋区ボランティア推進条例 他
協働条例	協働条例は、住民等と自治体の協働について定める条例。 住民等の公益活動等に対するさまざまな支援措置ということではなく、行政サービスに対する参入機会の提供といった協働事業を想定していることが特徴。	志木市市民との協働による行政運営推進条例 他

3 WGにおける検討経過

年月日	回	内容等
10月・ 11月	-	・まちづくり調整会議(10/24)・庁議(11/1)において、WG設置について合意 ・WGメンバーの募集(11/2～9) 10/31「自治基本条例」研修会(講師:福村一広氏(ニセコ町))
H19.11.30		・WG設置の目的、スケジュール等について ・まちづくりのルールに関する条例等に係る学習
H19.12.18		本町におけるまちづくりの推進方法に係る課題出しについて
H19.12.25		WGにおけるこれまでの論点整理と今後の検討の方向性について
H20.1.11		(前回からの継続協議) 本町が目指すべき条例について
H20.1.24～26	-	「岩手県藤沢町・北上市」まちづくり視察研修(5名)
H20.2.4～5	-	「岐阜県多治見市」まちづくり視察研修(4名)
H20.2.13～15	-	「北海道石狩市・白老町」まちづくり視察研修(4名)
H20.2.29		まちづくり視察研修報告会
H20.3.10		本町における条例策定体制・スケジュールについて
H20.3.17		WG最終報告書(案)について(最終報告書とりまとめ)

4 提言内容（１）

（１）まちづくりとは（目指すべき姿）

まちづくりとは、「住民が幸せで豊かで、安全に安心していきいきとした暮らしができるようにすること」であり、そのためには、行政は、「住民が憤慨していること」「困惑していること」「不安を感じていること」「本当に必要としていること」などの住民の生活ニーズを把握し、これらをできるだけ緩和または解消するために、よりよい公共サービスを提供する仕組みを設計・構築していく必要がある。

よりよいまちづくりとは、上述のとおり住民起点のまちづくりを推進することであり、行政が一方的に考え、決め、実行していただくだけでは不十分である。よりよいまちづくりを実現していくためには、住民と行政とがともに考えともに行動していくこと（住民参加・協働）が必要であり、その前提として、住民と行政とがまちづくりについての情報を共有する（情報共有）ことが不可欠である。

これらの基本原則・制度等を「まちづくりのルール」として規定したものが、自治基本条例、住民参加条例等のいわゆる「まちづくりのルールに関する条例」であると言える。

4 提言内容(2)

(2) まちづくりの推進方法に係る現状と課題

よりよいまちづくりの基本原則は、「情報共有」と「住民参加・協働」であるという整理を踏まえ、本WGでは、この2点について、行政と住民と双方の視点で本町の現状と課題を検討した。

「情報共有」に係る行政側の課題 4グループ・のべ26項目

【主な内容】

- ・首長の明確なメッセージ・指示が必要
- ・庁内(職員間)の情報共有が必要
- ・情報提供方法の工夫が必要

「情報共有」に係る住民側の課題 2グループ・のべ5項目

【主な内容】

- ・行政の政策情報に関心を持つことが必要

「住民参加・協働」に係る行政側の課題 6グループ・のべ40項目

【主な内容】

- ・首長の明確なメッセージ・指示が必要
- ・住民参加手法のルールづくりが必要
- ・住民参加手法の学習や住民参加の経験蓄積が必要

「住民参加・協働」に係る住民側の課題 2グループ・のべ12項目

【主な内容】

- ・住民の意識改革(無関心、お任せ主義からの転換)が必要

「まちづくりの推進方法に係る現状と課題」の主な意見については、「別紙2」参照。

「まちづくりの推進方法に係る現状と課題」の主な意見(1)

「情報共有」の現状と課題

<行政側の現状と課題>

理想像	現状	課題
町の政策情報を積極的に公開・提供し、住民と行政がそれを共有する状態	行政(首長・職員)は...? (グループなし) ・情報共有の必要性について、首長のメッセージ・指示がない。 グループ : 庁内(職員間)の情報共有が不十分 ・住民との間の情報共有の前に職員間の情報共有が希薄である。 ・合併してから、各課・係の事務が縦割りの傾向が強くなった。職員同士の情報共有において支障を来している気がする。 ・各課・係内におけるミーティング不足。各課・係の事務範囲以外のテーマも議題にあげたほうが良い。 ・庁議等の公開(傍聴含む)、会議録の公開がない。 グループ : 情報管理・文書管理が不十分 ・職員それぞれの文書の管理方法が異なっている。担当者が不在のときに、問い合わせがあった場合、十分に対応できないことがある。「しまいこんだ情報」。情報の共有・公開を第一に考えた文書管理になっていない。 ・文書が整理されておらず、情報を共有できる状態にない。 グループ : 情報を公開することへの抵抗感 ・行政から積極的な情報提供をしていない(職員の意識)。 ・情報を出したことによる質問、苦情の対応が面倒。	行政(首長・職員)がすべきことは...? (グループなし) ・首長は、明確なメッセージ・指示を出す必要がある。 グループ : 庁内(職員間)の情報共有が必要 ・ファイリングシステムを導入し、行政情報の課内共有、庁内共有が必要。 ・各課の懸案事項を職員間で共有する仕組みづくりが必要。 ・情報プラス目的を共有すること。 ・庁議等の公開
	グループ : 住民と行政との対話不足 ・職員と住民がともにまちづくりについて考える機会が少ない。	グループ : 情報共有に対する職員の意識改革・能力向上が必要 ・行政情報は住民との共有財産であるという認識が必要。 ・住民から町の行政について質問を受けたとき、自分の関連業務以外でもある程度答えられるような知識を身に付けるため、内部での勉強会や講習会等を実施する。職員同士での情報共有さえ満足にできずに住民との情報共有などあり得ない。
	グループ : 住民視点での情報公開・提供の努力(手法、内容等)が不十分 ・住民の立場に立ったものの考え方が不足。情報提供のされ方の工夫。分かりやすい言葉、説明能力、資料の見やすさ。 ・情報公開の手段が少ない。 ・議会の傍聴、情報公開条例又は「出前講座」等、住民が積極的に情報を求め、得ることができる制度はあるが、十分に利用されているとは言えず、それらの利用促進についての努力が不十分では？ ・情報公開の手続きが面倒。	グループ : 積極的な住民との対話の場作りが必要 ・住民と行政との話し合いの場、接点を多く持つことが必要。 ・職員は住民とのコミュニケーションを敬遠せず、積極的に場作りをする必要がある。 ・課題に気づき、共有し、いかに解決するか話し合うことを一つの習慣として浸透させていくべき(どんな小さくても積み重ねが大事)。 ・重要な政策については、決定事項の報告や内容の説明だけでなく、その前段の政策形成過程において、集落座談会等を開催し直接住民の意見や要望を聞く(説明して最後に質疑応答のような形式はダメ)。 ・住民への分かりやすい説明が必要。
	グループ : 政策意思形成過程(決定前)での情報公開・提供が不十分 ・広報、議会だより等の機関紙やHP等で、町の様々な情報を発信しているが、決定事項や結果の報告又は制度の周知等の一方的な情報提供に過ぎず、政策形成過程に住民を巻き込んでいくような問題提起等が少ない。	グループ : 情報公開・提供の工夫(手法、内容、手続き等)が必要 ・広報紙等で定期的に町の課題について特集する必要がある。 ・常に住民の視点での考え方が必要(情報公開)。 ・分かりやすいデザイン、コミュニケーションの成立。 ・情報公開手続きの簡素化。 ・重要施策や計画作りの進捗状況について、公開する必要がある。 ・事前に町の課題(争点情報)を出す必要がある。
	(グループなし) ・政策形成過程が明確でない。	(グループなし) ・政策形成過程のルール化が必要。

「まちづくりの推進方法に係る現状と課題」の主な意見（２）

「情報共有」の現状と課題

< 住民側の現状と課題 >

理想像	現状	課題
し町の住民政策と行政情報を積極的に公開する・提供状態	住民は...？	住民がすべきことは...？
	グループ：町の政策情報に対する関心が不十分 ・住民が行政からの情報に興味を持たない。 ・まちづくりに関する情報にあまり関心がない。 ・広報、HPを見ない。 ・行政にお任せ主義。 ・行政のやることすべてが気に入らない(情報を得る気がない)。	グループ：町の政策情報に対する関心を持つことが必要 ・自分たちの情報であるという意識改革。 ・まちづくりの主体という認識を持ってもらう必要がある。 ・まちづくりの情報に関心をもってもらう必要がある。
	グループ：町の政策情報への理解が不十分 ・住民から積極的に行政情報を理解しようとしない。 ・難しい表現があり、理解できるか？ ・条例などのきまりの内容が分からない。 ・どんな情報があるか分からない。行政が何をやっているか分からない。 ・情報が少ないので、住民にとって、まちづくりのために何が必要なのか、行動を起こせない。	グループ：町の政策情報を理解しようとする努力が必要 ・提供された情報を理解できるように勉強する。
	グループ：町の政策情報の取得環境が不十分 ・広報紙での情報は一時的なものが多く、常に情報を得られない。 ・今、何が町の重要課題なのか体系的に知る情報がない。	

「まちづくりの推進方法に係る現状と課題」の主な意見(3)

「住民参加・協働」の現状と課題

<行政側の現状と課題>

理想像	現状	課題
住民と行政がお互いに政策情報を共有し、ともに議論し活動する状態	<p>行政(首長・職員)は...?</p> <p>グループ : 住民参加・協働についての首長のメッセージが届かない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加の必要性について、首長からのメッセージ・指示がない。 ・首長の政策が職員に浸透していない。 	<p>行政(首長・職員)がすべきことは...?</p> <p>グループ : 住民参加・協働についての首長の強い意向の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首長は、住民参加の必要性について、メッセージ・指示を出す必要がある。
	<p>グループ : 住民参加・協働についての職員の認識が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加の必要性について、職員一人ひとりの認識が不十分。 ・町の課題について、まず住民の意見を聞いてみようという意識がない。 ・行政と住民が一緒になって仕事をしていくという考えが職員の中にまだ浸透していない。 ・協働しようにも何をやっていいかわからない。 ・住民参加・協働の意義、目指すべき目標について、職員・住民とも認識できていない。 ・住民参加による成功体験がなく、住民参加は面倒なだけという認識。 ・従来の仕事の手法で、国・県の下請け的な仕事の仕方である。 	<p>グループ : 職員の前向きな意識改革が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加・協働に対する意識改革。 ・誰のために仕事をしているのかを認識するための意識改革は必要。 ・住民参加を敬遠せず、業務の基本原則という認識を持つ。 ・意識改革。外との交流。行政・住民による共同の勉強会。
	<p>グループ : 住民参加手法の統一的なルールがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加手続きについて、各課の任意であり、統一的なルールがない。 ・事業に応じた住民参加の度合いを示した基準が不明。 ・審議会等における公募枠が少ない。 ・団体の長など一定の人数しか参加していない。 	<p>グループ : 住民参加手法の統一的なルールづくりが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加手続きについて、統一的なルールが必要。 ・審議会等における公募の義務化、公募枠の拡大。 ・審議会のメンバーの選定の工夫(世代、男女、職歴)。
	<p>グループ : 住民参加・協働手法の理解・経験が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加・協働の手法がわからない。 ・ワークショップ等住民参加手法の訓練・蓄積がない。 	<p>グループ : 住民参加・協働手法の学習・経験が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ等住民参加手法の研修が必要。 ・職員の説得力、対話能力のスキルアップ。 ・もっと住民参加の経験を積む必要がある。
	<p>グループ : 住民参加の環境づくりや手法が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加の場が少ない。 ・気軽に話し合える懇談会等の機会が少ない。 ・審議会、アンケートで住民から意見を求めたという事実をもって、住民参加が実現したという思い込み。 ・住民説明会は形式的な住民参加? 説明会段階では、実現へ向けた方向性は100%確定している。一部の住民が意見や疑問を述べるだけ。 ・住民との集会は、要望の場となり、ともに考える場となっていない。 	<p>グループ : 住民参加しやすい環境づくりが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民とのかかわりを増す努力が必要。 ・協働・参加しやすい環境(機会)を整える(直接的・間接的にせよ多く)。 ・気軽に話し合える懇談会等の機会を増やす。 ・デスクワークではなく、地域に向いて対話する。
	<p>グループ : 意思決定過程が不透明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見を得た後に、どう取り入れられたのか、あるいは取り入れられなかったのであれば、どういう理由でなのかという説明が行政からない。不透明。 ・行政内部での政策決定に至るまでの過程が住民に見えていない。 	<p>(グループなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出された住民意見の対応状況、結果を分かりやすく公表する。
	<p>グループ : 住民ニーズの把握が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が何を望んでいるのかを理解しようとしていない。 ・住民が必要とするもの・ことがわからない。 	<p>グループ : 住民ニーズの把握と適切な支援が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民達がやろうとしていることをサポートし、よりよい方向へ導く。 ・住民ニーズを知り、どうすれば住民が動いてくれるのか考える。 ・住民と行政の共通目的、課題の検討が必要。 ・地域コミュニティ再生のために、岩手県藤沢町に見るような職員の「地域分担制」。
	<p>(グループなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO、ボランティア等住民活動の実態把握が十分でない。 	<p>(グループなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO、ボランティア当住民活動の実態把握が必要。
	<p>(グループなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は一歩役場の外に出ると、役場の職員であるという意識が薄れ、それと同時に自らも地域住民の一員であるという認識もまた薄いのではないか。 	

「まちづくりの推進方法に係る現状と課題」の主な意見（４）

「住民参加・協働」の現状と課題

< 住民側の現状と課題 >

理想像	現状	課題
住民と行政が互いに政策情報を共有し、ともに議論し活動する状態	<p>住民は...？</p> <p>グループ：まちづくりに対する関心が低い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に行政 住民の流れ。住民は受身。役場が全部やってくれるという「お任せ主義」。 ・まちづくりに対する無関心。 ・役場の仕事をなぜ住民がやらなくてはならないのかという意識。 ・行政の仕事は、給料をもらっている役場職員がやるべきである。 ・行政に対する関心度が低いので、町の行事等に参加していこうという意識が少ない。 ・座談会当を開催しても参加者が少ない。 ・仕事等で忙しくて時間がない。 ・自分の時間をつぶしたくない。 ・要望・陳情型の意見がほとんどで、自分たちが主体であるという意識が薄い。 ・住民も職員も将来への危機感が薄いので、みんなでどうしていこうという機運にならない。 	<p>住民がすべきことは...？</p> <p>グループ：住民も意識改革が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の意識改革（自分たちのまちづくり）。 ・自分たちのできることは自分たちでやるという意識づくり。 ・意見、要望ではなく、行政とともに考えていくことが必要。 ・要望、陳情ばかりでなく、自らも動く意識を持ってもらう。 ・行政の現状を住民自らの問題として認識する。 ・危機感を持つこと。行政に頼らず、自分たちで行動を起こす（住民も意識改革する）。 ・まちづくりへの関心を持ってもらい、積極的に参加してもらう必要がある。
	<p>グループ：行政への信頼感が薄い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場職員を信頼していない。 ・行政への信頼感が薄い。 	
	<p>グループ：住民参加のための十分な情報がない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加するための十分な情報がない。 ・まちづくりに参加する方法が分からない。 ・情報の共有ができていないため、議論にならない。ギャップがある。 	
	<p>グループ：住民同士のつながりの希薄化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の連帯感の薄れ。 ・地域コミュニティにおいては、従来の「地縁的なつながり」が弱まりつつある。しかし、地域活動への積極的な参加が住民自治の基本と言えるのではないか。 ・行動したくても、どうやって行動すれば良いか分からない。仲間がいない。 ・旧町村という枠がまだあり、一体感が醸成されていないため、協働という概念があまりない。 	<p>(グループなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ目的を持った仲間を見つける。
	<p>グループ：行政依存の住民活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の行政に関連する各種の団体等があるが、役場職員が事務局を担当しなければ自主的な運営ができないものや、補助金をもらうだけの受益者団体等が多い。 ・役場の仕事、町の仕事は補助金で、金をもらわないと動かない。 	<p>グループ：行政依存からの脱却が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら目的意識を持って、自主的な運営のできる各種団体の育成。 ・行政を頼らずに自ら行動する。
	<p>(グループなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地柄、地域的なところもあって、積極的に参加していくような感じはない。 	
	<p>(グループなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちの意見の反映状況が見えず、住民参加の意義が感じられない。 	

4 提言内容（3）

（3）課題解決の方向性

現状と課題を整理した結果、「情報共有」と「住民参加」に関するルールの必要性が確認されるとともに、まちづくりに対する住民の意識改革（無関心・お任せ主義の転換）の必要性も確認されたが、住民側の課題解決のためには、まず、行政側が変わり、住民からの理解と信頼を得ることが必要である。

そのためにも、行政運営を「情報共有」と「住民参加」を基本原則としたものに転換していくことが必要であり、それを担保する制度の構築が必要である。

行政運営における「情報共有」と「住民参加」の制度構築のためには、その基本となる「情報共有」と「住民参加」に関するルールの制定が必要である。

ここで言う「ルールの制定」とは、ルールに基づく実践を担保するため、「条例化」を意図している。住民の代表機関である議会の議決を経て制定する「条例」は、住民全体の約束事であり、町全体の明確な姿勢として位置づけるためにも条例化が必要である。

以上を踏まえ、課題解決の手法として、「自治基本条例」と「住民参加条例」の制定について検討した。

4 提言内容（４）

（４）本町が目指す条例

以下の類型に基づき比較検討。

総合型の自治基本条例（自治体運営の目標・理念、基本原則や具体的な制度を総合的に規定）を制定する。

組み合わせ型の自治基本条例（理念条例+個別条例）を制定する。

住民参加条例制定 実践・改革 住民起点の行政運営へ 自治基本条例（総合型）制定へ

比較検討の結果は以下のとおり。

・「組み合わせ型」は、「一覽性」に欠けるなどデメリットがあり、やはり目指すべきは「総合型」の自治基本条例であるが、今すぐ「総合型」の自治基本条例を制定できる状況にはない（単なる作文条例で終わってしまう可能性が高い）。

・また、今必要なのは、行政運営を住民起点のものにしていくことであり、その具体的な実践を担保するルール（条例）が必要である。よって、まず、行政活動への具体的な住民参加手続きを規定する住民参加条例を制定し、それに基づく実践を積み重ねていくべきである（「別紙3」参照）。

・そして、住民と議論するという風土が醸成されていった先に、行政、住民、議会とがともに「わがまちのまちづくりのあり方はどうあるべきか」という議論ができるようになる。実践と改革に裏づけられてこそ、住民の思いと本町らしさが込められた「生きた自治基本条例」＝「わがまちの憲法」を作ることができる。

段階的（ホップ・ステップ・ジャンプ）な制度
構築により「まちづくりの体系化」としての
自治基本条例の制定を目指す！（「別紙4」参照）

「自治基本条例」と「住民参加条例」の構造比較

別紙3

自治基本条例の論点

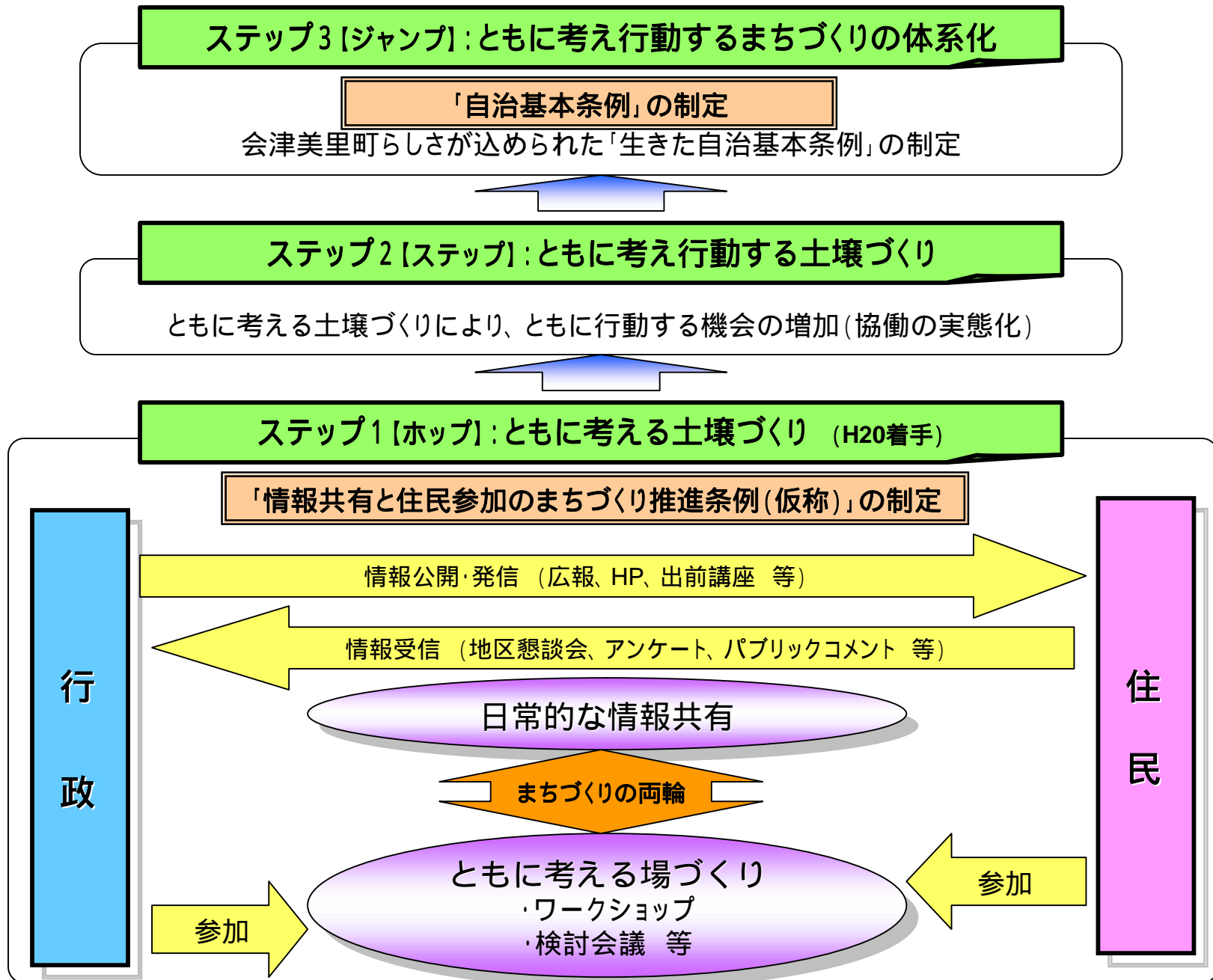
大項目	情報情報	情報提供	開提供有	公提共	住民参加協働	連携協力	政策形成活動	行政組織職員	議会議員	行政の公正信頼	見直し手続								
小項目	住民の知る権利	意思決定過程の透明化	情報公開制度 条例等	情報公開制度 条例等	個人情報保護制度 条例等	情報収集・管理制度	住民の参加権 外国人の参加権 満20歳未満の住民 子ども等の参加権	行政手続条例 住民参加制度 条例等 少数民族の参加権	まちづくり活動の支援 委員の公募 公聴制度 意見提案制度等	自治体外の人々 近隣自治体 広域連携 国際交流	総合計画の策定 計画の体系化 財政制度の整備 総合計画と予算の調整 法務体制の整備 政策評価制度 条例の体系化	首長の責務 執行機関の責務 職員等の責務 行政組織の編成 職員の人事政策 審議会等制度 条例等 出資団体等制度 条例等	議会の権限 議会の役割・責務 議会の情報公開制度 条例等 議員の責務 議会の情報公開制度 条例等	議員の研修等 議会と首長等の関係 議会・議員の自由討議 議会の住民参加制度 条例等	外部監査 議会基本条例等 議会事務局体制 議員の研修等	競争入札 不利益救済制度 オンプズバ ソンなど	政治倫理条例 首長等交際費 議員倫理条例 内部告発制度 条例等	見直し期間 検討機関の設置	住民投票制度

より具体的に手続きを規定

住民参加条例の論点

大項目	参加の主体	参加の対象	参加の時期	参加の手法	参加の対象と参加手法の組み合わせ	住民意見の取り扱い	参加の促進制度	住民参加の推進	条例の進行管理								
中項目	その他必要と認める者	事務所・事業所を有する法人 その他の団体	在学者 在勤者 子ども 住民	市規の機関の意見表明 その他必要である場合	法人に対する出資予算案 要綱 行政指導 公の施設的设计 計画 規則等 条例	適時判断の考慮事項 規則等で定める場合も含む 憲章・宣言	パブリックコメント 公聴会・説明会・フォーラム ワークショップ 住民投票制度 住民政策提案制度 その他の手続規定	審議会等への付議	参加手法選択の考慮事項 規則等で定める場合も含む	一時保育 年齢・性別・障害・職業等の配慮	情報提供 手続の実施予定の一括公表 住民参加推進計画	手続外の住民意見の検討	住民意見の把握	条例・制度の見直し規定	参加の実施状況の公表 住民の提案制度	進行管理機関の設置	
小項目																	

「まちづくりのルール」構築イメージ図



4 提言内容（５）

（５）条例策定体制

住民参加条例（「情報共有と住民参加のまちづくり推進条例（仮称）」）の策定に向けた検討は、平成20年度より以下の検討組織を設置し、相互協力のもと作業を進める。

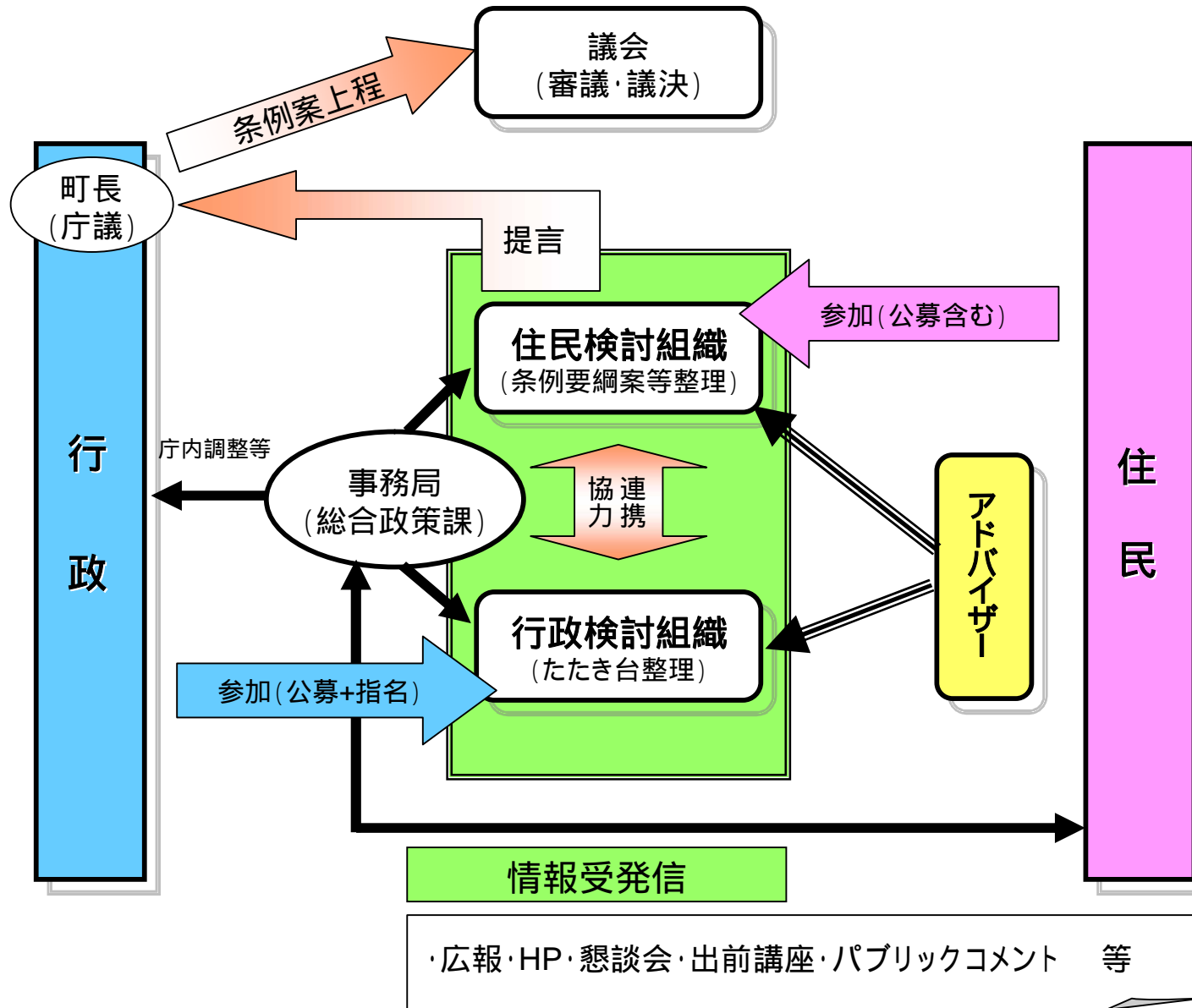
	行政検討組織 【住民参加推進条例庁内検討会議（仮称）】	住民検討組織 【住民参加推進条例住民検討会議（仮称）】
役割	住民検討組織での検討事項の「たたき台」の調整・作成を行う。	行政検討組織が作成した「たたき台」をもとに検討し、主に「条例に盛り込むべき事項」を整理する。
委員構成	係長以下職員からの公募と指名（法制担当係長・職員）による。	団体推薦、公募住民、職員等による。
委員数	10名程度	15～20名程度

+

アドバイザー

大学教授等専門家のアドバイスを適宜受けながら、検討作業を進める。

「検討体制イメージ図」については、「別紙5」参照。



4 提言内容 (6)

(6) 条例策定スケジュール

平成21年9月議会議決・平成22年4月1日施行を目途とする。

	行政検討組織	住民検討組織	住民との関わり	議会との関わり
H20.7	組織立ち上げ	組織立ち上げ		
アドバイザーによる勉強会(講演会)				
H20.7～8	先行条例読会等 (3回程度)	先行条例読会等 (3回程度)	検討経過の周知 (HP等) < 随時 >	
H20.9	アドバイザーとの意見交換			
H20.9～H21.1	・検討事項たたき台作成 ・庁内調整	・たたき台検討 ・条例に盛り込む事項整理		状況報告(12月議会)
H21.2	アドバイザーとの意見交換			
H21.2～3	条例試案たたき台作成	条例試案作成		状況報告(3月議会)
H21.5			・地区意見交換会 ・フォーラム 等	
H21.6	最終提言たたき台作成	最終提言作成		
H21.6		最終提言町長提出		状況報告(6月議会)
H21.6～7	条例素案作成		条例素案に係るパブリックコメント	
H21.9	9月議会上程・議決			
H21.9～H22.3	～ 条例施行に向けた各種環境整備 ～			
H22.4.1	条例施行			

4 提言内容（7）

（7）おわりに

自治基本条例は、現在多くの自治体で制定・検討が行われていますが、概観すると、一種のブーム化の様相が窺えます。

本WGでは、これらの現状を踏まえ、本報告書にあるとおり、「条例制定ありきではない検討」という方針のもと、初めにまちづくりの推進方法に係る現状と課題を検討・整理しました。その結果、行政運営における「情報共有」と「住民参加」のルール作りの必要性が確認され、まずは、情報共有を前提とした具体的な住民参加手続きを規定する住民参加条例の制定が必要であるという結論に至りました。

そして、自治基本条例の制定は、住民参加条例等の諸制度の構築と運用の先に構想すべきものとしております。

そもそも自治体の仕事とは、地域課題の解決という仕事を税金という対価により住民からアウトソーシングされていると理解できます。さらに、憲法が「地方自治の本旨」（憲法92条）として住民自治を要請していると解されることを踏まえると、白紙委任されているわけではないと言えます。

我々行政は、そのことにもっと自覚的になり、一方的な意思決定ではなく、住民の多様な価値観を把握し、最適な意思決定を行えるように、政策形成過程における情報共有と住民参加（＝透明化）を積極的に進めるべきです。本WGで提言する住民参加条例は、政策形成過程における情報共有と住民参加を進めるための具体的なルールとなるものです。

また、上述の「現状と課題の検討・整理」において、「ルール作りの必要性」の他にも多くの課題が指摘されました。さらに、先進自治体の視察研修を経て、本WGにおいて「ルール作りの必要性」の他に大きな課題認識を持ったのが、「庁内での情報共有・職員参加・職員協働の不足」です。情報共有・住民参加の制度構築とともに、これらの課題解決に向けた検討や制度構築も併せて必要と考えます。

最後に、我々WGメンバーも今回の検討作業を「いい議論ができた」「視察研修でいい話を聞いた」というだけの一過性のものとして済まし、単なる組織内評論家に堕することがあってはなりません。「隗より始めよ」を念頭に、日々の担当業務や地域活動において具体的な活動を実践していくことが必要と考えています。

5 参考(1)

住民参加条例の制定状況(類型別)

1 理念原則型

住民参加の基本理念、参加の制度等を列記

	自治体名	条例名	施行年月日
1	大阪府箕面市	箕面市市民参加条例	平成9年4月1日施行
2	長崎県小長井町	小長井町まちづくり町民参加条例	平成12年7月1日施行
3	北海道幕別町	幕別町まちづくり町民参加条例	平成13年1月1日施行
4	北海道猿払村	猿払村村民参加条例	平成13年4月1日施行
5	兵庫県宝塚市	宝塚市市民参加条例	平成14年4月1日施行
6	長野県高森町	高森町町民参加条例	平成15年4月1日施行
7	愛知県東海市	東海市市民参画条例	平成15年12月22日施行
8	兵庫県相生市	相生市市民参加条例	平成16年7月1日施行

2 総合メニュー型

参加手続の詳細等も規定

	自治体名	条例名	施行年月日
1	北海道石狩市	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例	平成14年4月1日施行
2	東京都西東京市	西東京市市民参加条例	平成14年10月1日施行
3	北海道旭川市	旭川市市民参加推進条例	平成15年4月1日施行
4	北海道美瑛町	住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例	平成15年4月1日施行
5	鹿児島県鹿児島市	鹿児島市の市民参画を推進する条例	平成15年6月1日施行
6	埼玉県和光市	和光市市民参加条例	平成16年1月1日施行
7	埼玉県宮代町	宮代町市民参加条例	平成16年4月1日施行
8	北海道芽室町	めむろまちづくり参加条例	平成16年5月1日施行
9	長野県岡谷市	岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例	平成16年10月6日施行
10	北海道清里町	清里町まちづくり参加条例	平成17年3月25日施行
11	北海道富良野市	富良野市情報共有と市民参加のルール条例	平成17年7月1日施行

本町が
目指すべき
タイプ

3 参加協働型

「総合メニュー型」に市民協働に関する制度等も規定

	自治体名	条例名	施行年月日
1	東京都狛江市	狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	平成15年4月1日施行
2	京都府京都市	京都市市民参加推進条例	平成15年8月1日施行
3	東京都小金井市	小金井市市民参加条例	平成16年4月1日施行
4	山口県下関市	下関市市民協働参画条例	平成17年2月13日施行

【参考】 個別型(パブリックコメント条例:4条例、住民投票条例:8条例)

	自治体名	条例名	施行年月日
1	神奈川県横須賀市	横須賀市パブリック・コメント手続条例	平成14年4月1日施行
2	神奈川県城山町	城山町パブリック・コメント手続条例	平成16年4月1日施行
3	兵庫県宝塚市	宝塚市パブリック・コメント条例	平成17年4月1日施行
4	三重県四日市市	四日市市パブリック・コメント条例	平成17年10月12日施行
1	愛知県高浜市	高浜市住民投票条例全部改正	平成14年9月1日施行
2	群馬県境町	境町住民投票条例	平成14年9月20日施行
3	埼玉県富士見市	富士見市住民投票条例	平成14年12月20日施行
4	群馬県桐生市	桐生市住民投票条例	平成15年7月1日施行
5	岡山県哲西町	哲西町住民投票条例	平成15年7月1日施行
6	広島県広島市	広島市住民投票条例	平成15年9月1日施行
7	香川県三野町	三野町まちづくり住民投票条例	平成15年12月1日施行
8	茨城県総和町	総和町住民投票条例	平成15年10月1日施行

「協働社会をつくる条例」(松下啓一著、2004)、北海道町村会法務支援室HP資料(「条例研究会」資料)に基づき作成。

5 参考(3)

まちづくりのルールに関する条例検討WGメンバー

	所属名	職名	氏名	備考
1	総務課	主任主査	渡部 朋宏	
2	総務課	主任主査	遠藤 香	
3	総務課	主任主査	高橋 力也	
4	総務課	主事	金田 典之	
5	税務課	主査	芥川 豊和	座長
6	税務課	主査	鈴木 幸信	
7	税務課	主事	馬場 作昌	
8	税務課	主事	渡邊 絵美	
9	町民生活課	主事	大竹 克昌	
10	建設課	主事	鴻巣 俊	
	総合政策課	課長補佐	歌川 敏	事務局
	総合政策課	総合政策係長	木崎 稔	事務局
	総合政策課	主査	小池 大介	事務局

まちづくりのルールに関する条例検討
ワーキンググループ
事務局

会津美里町役場 総合政策課

TEL:0242-55-1171

E-mail: seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp